

令和6年度集団指導資料

# 指導・監査について

福祉総務課 指導監査係

- ・ 有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む）

# 目次

- 1 有料老人ホームの指導監査について (P.1～6)
- 2 令和6年度指導監査の実施状況等について (P.7～22)
- 3 その他運営上の留意事項について (P.23～29)

# 1 有料老人ホームの指導監査について

## <法的根拠>

老人福祉法 第29条第13項 指導監査

都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与(将来において供与をすることを含む。)を委託された者(以下「介護等受託者」という。)に対して、その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

法令に違反すると認めたときに、行政処分等につながるケースも想定されます。

## 老人福祉法 第29条第15項 改善措置命令

都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第六項から第十一項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

## 老人福祉法 第29条第16項 事業停止命令

都道府県知事は、有料老人ホームの設置者がこの法律その他老人の福祉に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合であって、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

## <確認項目>

指導監査における確認については、前頁までの法的根拠等を踏まえ、  
「長崎市有料老人ホーム設置運営指導指針」等に基づき行っています。

※「長崎市有料老人ホーム設置運営指導指針」は、  
長崎市ホームページの「有料老人ホーム」  
(<https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/380000/388000/p002145.html>)  
に掲載しています。

## <サービス付き高齢者向け住宅>

① 入浴、排せつ、食事の介助

② 食事の提供

③ 洗濯、掃除等の家事の供与

④ 健康管理の供与

いずれかのサービスを **1つ以上行う場合**、老人福祉法第29条第1項に定義される有料老人ホームに該当します。(サービス付き高齢者向け住宅については、老人福祉法第29条第1項に基づく届出は不要です。)

※「長崎市有料老人ホーム設置運営指導指針」1(10)のとおり、サービス付き高齢者向け住宅については、当該指針のうち、

2(設置者)      3(立地条件)      4(規模及び構造設備)

5(既存建物等の活用の場合等の特例)      9(事業収支計画)の規定は適用されません。これ以外の規定については当該指針に基づいた運営を行ってください。

## <指導監査実施の流れ>

### ①【長崎市】

指導監査実施通知の発送  
(実施日の概ね1か月前までに、実施日時・当日準備資料・事前提出資料などの内容を通知します。)

### ②【事業者】

事前提出資料の提出  
(指導監査実施通知に記載の提出期限日までに、長崎市福祉総務課に提出してください。)

### ③ 指導監査 当日

(対象施設に市職員が訪問します。当日準備資料の確認や管理者や職員に対して聞き取りを行い、指針等に適合しているかを確認します。)

### ④【長崎市】

指導監査の結果通知の発送  
(指導監査の結果を文書により通知します。)

### ⑤【事業者】

指摘事項の改善について  
(改善すべき事項があれば、すみやかに対応してください。また、指導監査の結果通知の中で【文書指摘事項】がある場合は、通知に示す期限までに改善状況の回答及びその挙証資料を長崎市福祉総務課に提出してください。)

## 2 令和6年度指導監査の実施状況等について

※【指導指針】とは、長崎市有料老人ホーム設置運営指導指針を示しています。

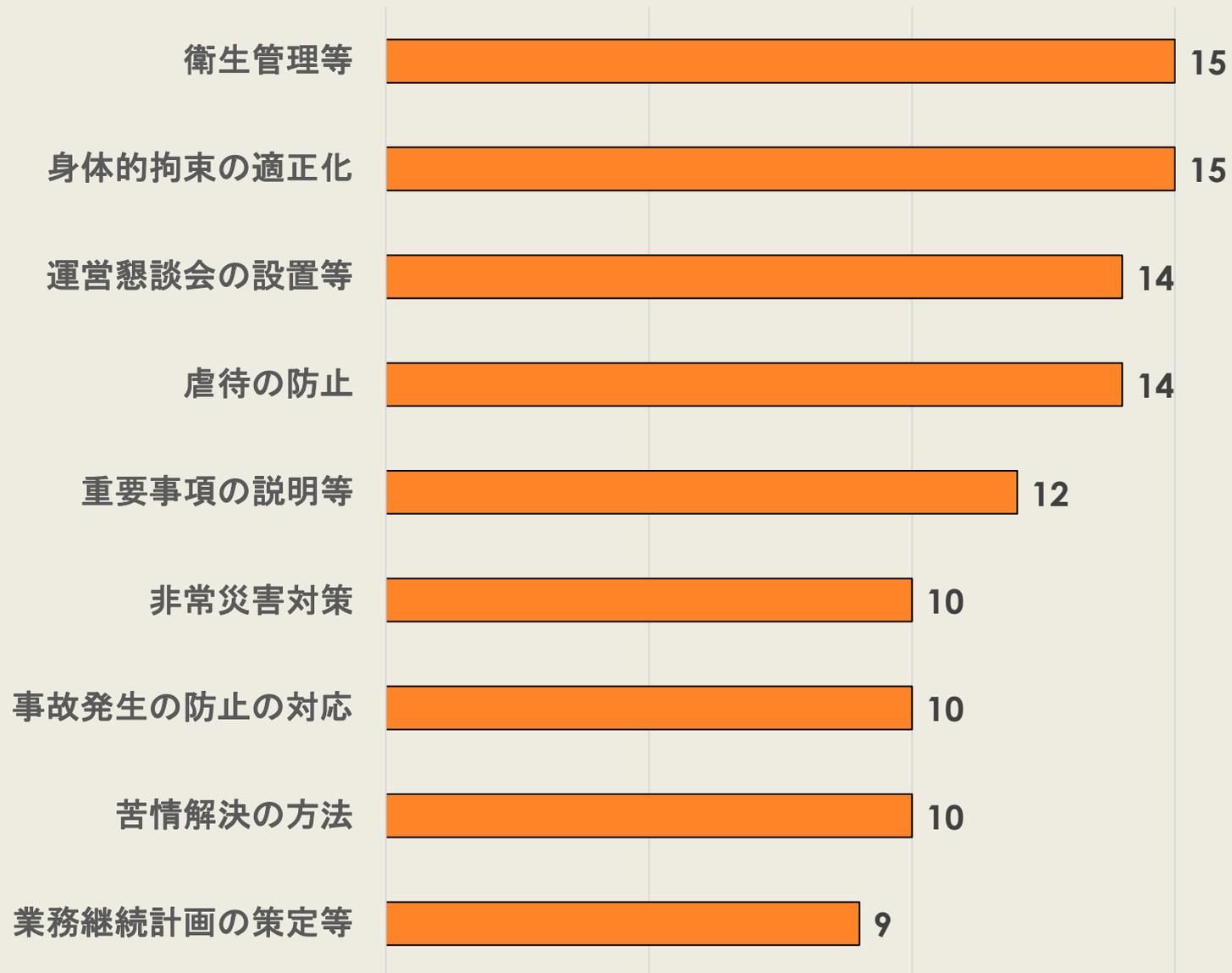
## 令和6年度指導監査の実施状況について

	対象数(※1) (A)	実施数(※2) (B)	実施率(%) (B/A)	文書指摘した施設数 (C)	割合(%) (C/B)	口頭指摘した施設数 (D)	割合(%) (D/B)
有料老人ホーム	61	22	36.1	2	9.1	19	86.4
サービス付き高齢者向け住宅	26	8	30.8	1	12.5	8	100
合計	87	30	34.5	3	10.0	27	90.0

(※1) 対象数は、令和6年4月1日時点の施設数。

(※2) 実施数は、令和7年1月末までに指導監査を実施した施設数。

## 主な指摘事項別件数



## <衛生管理等> (令和6年4月1日より義務化)

### 【指導指針7 有料老人ホーム事業の運営】

- ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催していない事案が見受けられます。**おおむね6か月に1回以上開催してください。**また、開催した後は議事録を作成し、適切に保管してください。
- ② 職員に対し、実施した感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の記録がされていない事案が見受けられます。**職員の対応力向上につながるためにも、実施した記録を残してください。**

- ③ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない事案が見受けられます。厚生労働省が示す解釈通知に、当該指針に盛り込むべき具体的な内容について、次のとおり例示されていますので、参考に指針を整備してください。

◎平常時の対策及び発生時の対応を規定すること

●平常時の対策として

- 施設内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）
- 日常のケアにかかる感染対策（標準的な予防策（例えば血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等

●発生時の対応として

- 発生状況の把握
- 感染拡大の防止
- 医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関との連携
- 医療措置
- 行政への報告
- 発生時における施設内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制

## <身体的拘束の適正化>

### 【指導指針 8 サービス等】

- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催していない事案が見受けられます。**3か月に1回以上開催してください。**

例) 当該委員会の議題内容

- 身体的拘束等の適正化のための指針の確認共有
  - 当該施設の入居者が万が一、身体的拘束等が必要になった場合を想定して、その時どのように対応するか 等
- ② 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を実施していない事案が見受けられます。**身体的拘束等を行っている入居者がいる、いないに限らず定期的に実施し、記録を残してください。**

③ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない事案が見受けられます。厚生労働省が示す解釈通知に、当該指針に盛り込むべき具体的な内容について、次のとおり例示されていますので、参考に指針を整備してください。

- (1) 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- (2) 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- (3) 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- (4) 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- (5) 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- (6) 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- (7) その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

## <運営懇談会の設置等>

### 【指導指針 7 有料老人ホーム事業の運営】

- ① 運営懇談会の開催時に、管理費、食費その他の入居者が設置者に支払う金銭に関する収支等の内容の報告及び説明がされていない事案が見受けられます。確実に説明し、入居者及び家族の要望、意見を運営に反映させるよう努めてください。また、費用改定にあたっては、**入居者にその根拠を説明し、書面にて同意を得てください。**
- ② 第三者的立場の方(※)を構成員に加えていない事案が見受けられます。外部からの点検が働くよう、**公平な立場や専門的な視点からの意見を求めるよう努めてください。**

(※)民生委員、地域包括支援センターの担当者、医師、自治体の職員 等

## <虐待の防止> (令和6年4月1日より義務化)

### 【指導指針8 サービス等】

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催していない事案が見受けられます。**虐待の兆候を見逃したり、職員の意識が低下しないように定期的を開催してください。**

例) 当該委員会の議題内容

- 施設での虐待防止に関する具体的な取り組み
- 職員からのヒヤリ・ハット（虐待リスクに関する事例）の報告
- 他施設での事例やニュースなどで報道された事例の情報共有 等

- ② 職員に対し、虐待の防止のための研修の記録をしていない事案が見受けられます。**虐待を未然に防止するために定期的を実施し、記録を残してください。**

③ 虐待の防止のための指針を整備していない事案が見受けられます。厚生労働省が示す解釈通知に、当該指針に盛り込むべき具体的な内容について、次のとおり例示されていますので、参考に指針を整備してください。

(1) 施設における虐待の防止に関する基本的考え方

(2) 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項

(3) 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

(4) 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(5) 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

(6) 成年後見制度の利用支援に関する事項

(7) 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

(8) 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

(9) その他虐待の防止の推進のために必要な事項

## <重要事項の説明等>

### 【指導指針 1 1 契約内容等】

- ① 重要事項説明書について、指導指針に定める様式に基づき作成していない事案が見受けられます。長崎市ホームページ「有料老人ホーム」に掲載している様式を参考に作成してください。

(<https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/380000/388000/p002145.html>)

また、

- **別添 1 「事業者が運営する介護サービス事業一覧表」**
- **別添 2 「入居者の個別選択によるサービス一覧表」**

も忘れず重要事項説明書に添付してください。

# <非常災害対策>

## 【指導指針 7 有料老人ホーム事業の運営】

- ① 風水害や地震等の自然災害を想定した訓練を実施していない事案が見受けられます。**火災だけでなく、自然災害に係る訓練も実施してください。**

参考通知：「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（平成28年9月9日老総発0909第1号、老高発0909第1号、老振発0909第1号、老老発0909第1号）」

- ② 間を想定した消防訓練を実施していない事案が見受けられます。**年に2回以上実施される消防訓練のうち1回は夜間を想定した訓練を実施してください。**

参考通知：「社会福祉施設における防火安全対策の強化について（昭和62年9月18日社施第107号）」

- ③ 非常災害に係る訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られていない事案が見受けられます。万が一に備え、**所属する自治会と話し合っておくなど、連携に努めてください。**

## <事故発生の防止の対応>

【指導指針 1 1 契約内容等】

- ① 事故発生の防止のための委員会を定期的を開催していない事案が見受けられます。**利用者の生命・身体の安全を守るために定期的**に開催し、**議事録を残してください。**

③ 事故発生の防止のための指針を整備していない事案が見受けられます。厚生労働省が示す解釈通知に、当該指針に盛り込むべき具体的な内容について、次のとおり例示されていますので、参考に指針を整備してください。

- (1) 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方
- (2) 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項
- (3) 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針
- (4) 施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておく  
と介護事故に結びつく可能性が高いもの（以下、「介護事故等」とい  
う。）の報告方法等の介護に係る 安全の確保を目的とした改善のため  
の方策に関する基本方針
- (5) 介護事故等発生時の対応に関する基本方針
- (6) 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- (7) その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針

## < 苦情解決の方法 >

【指導指針 1 1 契約内容等】

- ① 入居者の苦情に対し、迅速かつ円滑な解決を図るための外部苦情処理機関を入居者に周知していない事案が見受けられます。**入居者が施設とのトラブルを解決するための重要な手段の一つですので、必ず周知してください。**

例) 周知の方法

- 入居契約書や重要事項説明書に明記し、入居者に対して説明する
- 施設内に外部苦情処理機関の連絡先を掲示する 等

## ＜業務継続計画の策定等＞（令和6年4月1日より義務化）

### 【指導指針7 有料老人ホーム事業の運営】

- ① 職員に対し、必要な研修及び訓練を定期的実施していない事案が見受けられます。いざというときに職員が適切な対応を取れるよう、下記の動画(※)を参考に定期的実施してください。また、実施した研修及び訓練の記録は、**施設が適切に業務継続計画を運用していることを証明するための資料ですので、適切に記録を残してください。**

(※)介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修（研修動画のまとめページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)

### 3 その他運営上の留意事項について

## ★虐待防止について

厚生労働省が行う令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_48003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_48003.html))において、養介護施設従事者等による高齢者虐待の発生要因として「**職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足**」が最も多くなっていることから、研修等の重要性がわかります。

次いで「職員のストレス・感情コントロール」、「職員の倫理観・理念の欠如」、「職員の性格や資質の問題」、「職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足」が挙げられています。

厚生労働省や長崎市が提示する次のマニュアル等を参考にしてください。

### I 高齢者虐待防止の基本

(<https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/boushi/060424/dl/02.pdf>)

長崎市ホームページ 高齢者虐待に関すること

(<https://www.city.nagasaki.lg.jp/fukushi/430000/434000/p031115.html>)

## ★身体的拘束について

厚生労働省が提示する次のマニュアルを参考にしてください。

身体拘束ゼロへの手引き ●高齢者ケアに関わるすべての人に●

( [https://www.fukushi1.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/gyakutai/torikumi/doc/zero\\_tebiki.pdf](https://www.fukushi1.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/gyakutai/torikumi/doc/zero_tebiki.pdf) )

## ★有料老人ホーム等における入居者の医療・介護サービス等の利用について

厚生労働省が提示する次の通知を参考にしてください。

有料老人ホーム等における入居者の医療・介護サービス等の利用について  
(令和2年9月4日付け事務連絡)

( <https://www.mhlw.go.jp/content/000668354.pdf> )

## ★非常災害対策について

厚生労働省が掲示する次の通知を参考にしてください。

介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（平成28年9月9日付け老総発0909第1号、老高発0909第1号、老振発0909第1号、老老発0909第1号）

(<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyo/shougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000153991.pdf>)

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について（平成29年2月20日付け雇児発0220第2号、社援発0220第1号、障発0220第1号、老発0220第1号）（令和5年10月20日改正）

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001159667.pdf>)

## ★業務継続計画の策定等について

厚生労働省が掲示する次の通知を参考にしてください。

「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」

(令和6年3月) ( <https://www.mhlw.go.jp/content/001073001.pdf> )

「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」

(令和6年3月) ( <https://www.mhlw.go.jp/content/000749543.pdf> )

## ★食中毒・各種感染症の対策について

厚生労働省が提示する次のマニュアルを参考にしてください。

### 調理施設関係

「大量施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日衛食第85号別添)

(最終改正：平成29年6月16日付け生食発0616第1号)」

(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000168026.pdf>)

### 感染症対策

「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版（2019年3月）」

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureishu/ninchi/index\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureishu/ninchi/index_00003.html))

## ★レジオネラ症の対策について

厚生労働省が提示する次のマニュアル等を参考にしてください。

### 循環式浴槽におけるレジオネラ症対策

「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル（平成13年9月11日健衛発第95号）」（※令和元年12月17日改正）

（<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/001401965.pdf>）

### レジオネラ症対策

「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について（平成15年7月25日社援基発第0725001号）」

（[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=00tb4103&dataType=1&\\_pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb4103&dataType=1&_pageNo=1)）

※当該通知に「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針（平成15年7月25日厚労省告示第264号）（平成30年8月3日一部改正）」を提示しています。

（<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/001401928.pdf>）

## 最後に

有料老人ホームの事業運営につきましては、入居者の尊厳を守り、適切なサービスの提供を行うとともに、安定的かつ継続的な事業運営を確保していただきますようよろしくお願いいたします。

※今回の集団指導の内容は、施設内における研修等に是非御活用ください！